

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者については、営業所の所在地を確知できないため公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

令和5年10月13日

静岡県知事 川勝平太

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	許可年月日
ジャパンサポート (株)	戸塚 浩史	掛川市駅前 10-6 戸塚ビル3F	(般-30) 第 39547 号	平成 30 年 12 月 28 日